

取引参加料金の見直しに伴う「取引参加料金等に関する規則」の一部改正について

2025 年 1 月 8 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「取引参加料金等に関する規則」の一部改正を行い、2025 年 4 月 1 日から施行します。

今回の改正は、取引参加料金の料金体系について、1989 年 4 月に改正を行って以降、取引参加者各社のビジネスモデルや会社形態の多様化、当取引所市場における株券の売買の状況等、当取引所及び取引参加者を取り巻く環境が大きく変化していることに鑑み、料金体系の在り方をより適切なものに見直すこととし、資本金と売買代金のみを料金算出の基準としている現行の料金体系から、取引参加者が当取引所を利用する度合いを、様々な要素を偏りなく基準として採り入れて料金を算出する料金体系に見直しを行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 取引参加料金の現行の料金区分の廃止

- ・ 現行の取引参加料金は、「定額参加料金」及び「定率参加料金」に区分され、「定額参加料金」は資本金を、株券に係る「定率参加料金」は売買代金を算出基準としていますが、当該区分を廃止し、取引参加者のビジネスモデルやその事業活動の規模等に係る、下記 2. に記載の複数の基準項目により算出することとします。

2. 料金区分及び算出基準

- ・ 取引参加料金は、基本料及び利用料に区分することとし、取引参加者は、各区分における金額の合計額を納入するものとします。
- ・ 取引参加料金の額は、各基準項目に係る毎年 12 月末現在の取引参加者の状況に基づき算出し、翌年 4 月から当該算出金額を毎月納入するものとします。

(1) 基本料

- ・ 基本料は月額 10 万円に、以下の基準項目により算出した金額を加算した額とします。

① 営業所の所在地

- ・ 名古屋市に営業所を有する取引参加者は月額 15 万円を加算することとします。

- ・ 取引参加料金等に関する規則第 4 条第 1 項
- ・ 取引参加料金等に関する規則第 4 条第 4 項
- ・ 取引参加料金等に関する規則第 4 条第 2 項

② 業務の範囲

- ・次に掲げる場合の区分に応じた額を加算することとします。

- 引受取引参加者（金融商品取引法第2条第6項に規定する引受人となる取引参加者をいいます。）としての業務を行う場合は、月額10万円
- 主幹事取引参加者（株券の元引受契約の締結に際し、当該元引受契約に係る株券の発行者又は売出人と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行う者として当該発行者又は売出人から指名された取引参加者をいいます。）としての業務を行う場合は、前aに定める額に加え、月額40万円

③ 株主資本の額

- ・次に掲げる取引参加者の株主資本の額の区分に応じた額を加算することとします。

<u>株主資本の額</u>		<u>月額</u>
10億円未満		1万円
10億円以上	25億円未満	2万円
25億円以上	50億円未満	3万円
50億円以上	75億円未満	4万円
75億円以上	100億円未満	5万円
100億円以上	250億円未満	6万円
250億円以上	500億円未満	7万円
500億円以上	750億円未満	8万円
750億円以上	1,000億円未満	9万円
1,000億円以上	2,000億円未満	10万円
株主資本の額が2,000億円以上の場合は10万円に、株主資本が1,000億円未満の額を増す毎に10万円を加算した額とします。		

(2) 利用料

- ・月額の利用料は、以下の基準項目により算出した金額の合計額とします。

① 登録外務員の数

- ・取引参加者の登録外務員の数に対し1人当たり90円として算出することとします。

② 営業所の数

- ・取引参加者の本店及び支店の数に対し1店当たり

- ・取引参加料金等に関する規則第4条第3項

5,000 円とし、その他の営業所については、1 か所当たりその半額として算出することとします。

③ 預り資産の額

- ・取引参加者の預り資産の額に対し 1,000 億円未満の場合は 1,000 円とし、1,000 億円以上の部分については 1,000 億円未満の額を増すごとに 1,000 円ずつ加算して算出することとします。

3. その他

(1) 合併等における取扱い

- ・合併又は事業の譲渡、譲受け若しくは承継（以下「合併等」といいます。）が行われた場合の取引参加料金は、当該取引参加者からの申告に基づく、合併等が行われた月の月末現在における状況により算出することとします。

・取引参加料金等に関する規則第 4 条第 5 項

(2) 取引参加料金の納入日

- ・取引参加料金は、毎月 20 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げます。）に当月分を納入するものとします。

・取引参加料金等に関する規則第 4 条第 6 項

(3) その他

- ・その他所要の改正を行います。

Ⅲ. 施 行 日

- ・2025 年 4 月 1 日から施行します。

- ・ただし、今回の見直しによる取引参加料金の急激な変動を緩和するため、2025 年 4 月から 2027 年 3 月までの 2 年間に限り、当月における取引参加料金の額を以下に定める額とします。

① 2025 年 4 月分から 2026 年 3 月分までは、改正後の上記Ⅱ. 2. により算出した金額に 0.3 を乗じた金額と、改正前の定額参加料金及び定率参加料金として当月に納入する額に相当する額に 0.7 を乗じた金額との合計額とします。ただし、2025 年 4 月 20 日に納入する取引参加料金についての後段の計算は、改正前の定額参加料金として当月に納入する額に相当する額に 0.7 を乗じた金額及び改正前の定率参加料金として当月に納入する額の合計額とします。

② 2026 年 4 月分から 2027 年 3 月分までは、改正後の上記Ⅱ. 2. により算出した金額に 0.6 を乗じた金額と、改正前の定額参加料金及び定率参加料金として当月に納入する額に相当する額に 0.4 を乗じた金額との合計額とします。

以 上